

令和 7 年第 4 回大台町議会臨時会

提出議案概要



令和 7 年 10 月

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大台町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について）

【改正理由】

令和7年1月8日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律（令和7年法律第5号）及び令和7年4月25日に公布された人事院規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

なお、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

・現行の部分休業

➢ 1日につき2時間の範囲内（30分単位）で取得

「勤務時間の始まりと終わり」にのみ取得可能

8:30	9:30	勤務	16:15	17:15
1時間		勤務		1時間



・改正後の部分休業

①第1号部分休業

➢ 1日につき2時間の範囲内（30分単位）で取得

「勤務時間の始まりと終わり」にのみ取得可能とする要件を廃止

8:30	9:30	勤務	16:15	17:15
1時間		勤務		1時間

②第2号部分休業

➢ 4月1日から翌年3月31日までの期間において、77時間30分

（10日相当）の範囲内（1時間単位）で取得

8:30	17:15
2時間以上の取得や1日単位で取得することも可能	

【施行期日】

令和7年10月1日

議案第59号 令和7年度大台町一般会計補正予算（第4号）

【内容】

別冊「令和7年度 補正予算説明資料（10月27日臨時会）」をご参照ください。